



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新
- 長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
 - ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
 - ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
 - ・ 使用料徴収事務の委託（7件）
 - ・ 洪水浸水想定区域の指定
- 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・ 一般競争入札の参加者の資格等

- 所管課（室）名
- 地域づくり推進課
 - 障 害 福 祉 課
 - 経 営 支 援 課
 - 漁 業 振 興 課
 - ”
 - 港 湾 課
 - 河 川 課
 - 教育庁総務課
 - 警察本部会計課

◎ 公 告

- ・ 土地改良区の役員の就退任（3件）
- ・ 土地改良区の定款変更の認可（3件）
- ・ 一般競争入札の実施

- 農 村 整 備 課
- ”
- 警察本部会計課

告 示

長崎県告示第473号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～3 略						1～3 略				
4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日府海事第7号。以下「交付要綱」と		略	4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日府海事第7号。以下「交付要綱」と		略

<p>国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。</p>	<p>いう。）第2章第4節に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>特定経営基盤維持事業</u> <u>ア 事業費</u> <u>特定経営基盤維持事業の実施に要する経費</u> <u>イ 附帯事務費</u> <u>アの経費に係る事業の実施に関する計画の審査及び選定並びに事業の推進に必要な事務に要する経費</u> <u>ウ 調査費</u> <u>アの経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費</u></p>	<p>略 (3) 100分の62.5以内</p>	<p>5～7 略</p>	<p>国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。</p>	<p>いう。）第2章第4節に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略 (3) 略</p>	<p>略</p>	<p>5～7 略</p>
--	--	---	--------------	--	--	----------	--------------

長崎県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
(有) ハロー薬局島原店	島原市弁天町2-7389-9	令和2年7月1日
丸山通り薬局	長崎市本石灰町5-11	令和2年7月1日
かまち薬局 日宇店	佐世保市日宇町661	令和2年7月1日
そうごう薬局 諫早久山台店	諫早市久山台10-1	令和2年7月1日

長崎県告示第475号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和2年6月

19日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）		別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）	
略		略	
融資限度額	4,000万円	融資限度額	3,000万円
略		略	
借換特則	<p>(1) 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。</p> <p>①令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>②責任共有制度の対象となる本制度の保証</p> <p>(2) 次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。</p> <p>①責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合</p> <p>②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合</p>	借換特則	<p>借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。</p> <p>(1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>(2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証</p>
略		略	
(4) 略		(4) 略	

長崎県告示第476号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

加入区

口之津町加入区

長崎県告示第477号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和2年6月30日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年3月30日公表 令和2年6月30日変更			長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年3月30日公表		
第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項			第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項		
1 国の基本計画により決定された第6管理期間(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。			1 国の基本計画により決定された第6管理期間(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。		
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	882.6トン (本県の当初配分量645.2トンに第5管理期間の未利用分の繰越し68.8トン、国の留保からの追加配分156.7トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量)	うち13.04トンを本県の留保枠とする	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	657.1トン (本県の当初配分量645.2トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量)	うち13.04トンを本県の留保枠とする
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	197.8トン (本県の当初配分量158.3トンに第5管理期間の未利用分の繰越し15.8トン及び国の留保からの追加配分23.7トンを加えた数量)	うち2.51トンを本県の留保枠とする	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	158.3トン	うち2.51トンを本県の留保枠とする
2～6 略			2～6 略		
第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別及び採捕の種類別の数量に関する事項			第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別及び採捕の種類別の数量に関する事項		
1 略			1 略		
2 海区別及び採捕の種類別の割当量 第6管理期間の海区別及び採捕の種類別の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。 (1) 配分の基準とする漁獲実績は、小型魚は平成22年から24年(暦年)の平均値とし、大型魚では平成27年から30年(各年4月から3月)のうち、海区別及び採捕の種類別の最大値とする。 (2) 第5管理期間からの繰越しが生じた場合、当該数量は、第5管理期間当初の海区別及び採捕の種類別の割当量(ただし、第3管理期間の獲り控えによる上乗せ数量を除く。)から、第5管理期間の漁獲実績を差し引いた			2 海区別及び採捕の種類別の割当量 第6管理期間の海区別及び採捕の種類別の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。 (1) 配分の基準とする漁獲実績は、小型魚は平成22年から24年(暦年)の平均値とし、大型魚では平成27年から30年(各年4月から3月)のうち、海区別及び採捕の種類別の最大値とする。 (2) 第5管理期間からの繰越しが生じた場合、当該数量は、第5管理期間当初の海区別及び採捕の種類別の割当量(ただし、第3管理期間の獲り控えによる上乗せ数量を除く。)から、第5管理期間の漁獲実績を差し引いた		

数量の比率で、海区域及び採捕の種類別に配分する。

(3) 国留保枠から追加配分が行われた場合は、(1)に規定する漁獲実績の比率に基づき、海区域及び採捕の種類別に配分する。

①小型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	3.586	0.100	3.686
県北	37.724	6.544	44.268
五島	139.439	19.321	158.760
壱岐	204.023	5.447	209.470
対馬	438.615	14.761	453.376
県留保枠			13.040
合計			882.600

②大型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	0.300	0.946	1.246
県北	0.324	11.313	11.637
五島	0.300	21.086	21.386
壱岐	133.929	7.628	141.557
対馬	5.689	13.775	19.464
県留保枠			2.510
合計			197.800

3～8 略

数量の比率で、海区域及び採捕の種類別に配分する。

(3) 国留保枠から追加配分が行われた場合は、(1)に規定する漁獲実績の比率に基づき、海区域及び採捕の種類別に配分する。

①小型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	2.34	0.10	2.44
県北	30.36	5.29	35.65
五島	108.69	15.56	124.25
壱岐	137.21	4.35	141.56
対馬	328.22	11.94	340.16
県留保枠			13.04
合計			657.10

②大型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	0.30	0.78	1.08
県北	0.30	9.82	10.12
五島	0.30	18.29	18.59
壱岐	102.51	6.61	109.12
対馬	4.93	11.95	16.88
県留保枠			2.51
合計			158.30

3～8 略

長崎県告示第478号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月30日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町16番12号
氏名 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴幸
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港元船突堤さん橋に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月30日

- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町17番3号
氏名 野母商船株式会社 代表取締役社長 村木 昭一郎
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第480号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港係留施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月30日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市茂木町2148番地1
氏名 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、栈橋（浮栈橋を含む。）及び物揚場の項中漁船に係る係船料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第481号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港元船岸壁に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月30日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県五島市東浜町一丁目16番5号
氏名 五島汽船協業組合 代表理事 村田 久之
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和2年3月31日まで

長崎県告示第482号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港港湾施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年3月30日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 熊本県天草郡苓北町富岡2711番地47

氏名 苓北観光汽船株式会社 代表取締役 杉野 重幸

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、棧橋（浮棧橋を含む。）及び物揚場の項中車両通過料の徴収事務

4 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第483号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり県営常盤駐車場に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

1 委託年月日

令和2年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎市興善町2番24号

氏名 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の徴収事務

4 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第484号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

1 委託年月日

令和2年3月16日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県長崎市城栄町5番3号

氏名 株式会社 長南 代表取締役 本松 寿子

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場使用料の徴収事務

4 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

長崎県告示第485号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川大手川水系大手川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び島原振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第486号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 6 体育保健課関係					別表（第2条関係） 6 体育保健課関係						
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略					1～6 略						
7	第55回 全国高等学校 体育連 盟研究 大会開 催費補 助金	各都道府 県高等学 校体育・ スポーツ 指導者の 資質向上 を図るた め、研究 成果を登 表する機 会を設け るととも に、当面 する諸問 題につい て情報交 換し、高 等学校教 育の一環 としての 体育・ス ポーツの 振興・発 展に寄与 すること を目的と する。	大会開催に要す る経費のうち、 報償費、旅費、 需用費、役務 費、使用料及び 賃借料	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	令和2 年度第 55回全 国高等 学校体 育連盟 研究大 会長崎 県実行 委員会						

長崎県告示第487号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

汎用電子計算機用端末装置等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年7月27日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
 - シ その他知事が必要と認める書類
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規

定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更更新手続

(1)の有効期間の更更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、宇土山土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
種 村 繁 徳	島原市宇土町乙950番地1	種 村 繁 徳	島原市宇土町乙950番地1
吉 田 正 視	島原市中尾町丙530番地	吉 田 正 視	島原市中尾町丙530番地
森 本 浩 之	島原市宇土町乙896番地	森 本 浩 之	島原市宇土町乙896番地
吉 田 憲 正	島原市中尾町丙537番地	吉 田 憲 正	島原市中尾町丙537番地

増 崎 満	島原市宇土町乙818番地	増 崎 満	島原市宇土町乙818番地
坂 本 義 弘	島原市宇土町乙902番地	坂 本 義 弘	島原市宇土町乙902番地
江 川 卓 也	島原市宇土町乙752番地	土 本 明 徳	島原市宇土町乙710番地
吉 田 徳 成	島原市宇土町乙842番地	増 田 高 一	島原市宇土町乙765番地
吉 田 尚 弘	島原市宇土町乙856番地	江 川 卓 也	島原市宇土町乙752番地
野 島 健 裕	島原市原町甲416番地	吉 田 徳 成	島原市宇土町乙842番地
木 原 大 貴	島原市大手原町甲2141番地44	吉 田 尚 弘	島原市宇土町乙856番地
松 本 恵 助	島原市原町甲368番地	野 島 健 裕	島原市原町甲416番地
坪 田 兼 通	島原市西町丙1083番地	江 川 嘉 蔵	島原市宇土町乙968番地 1
		森 本 兼 孝	島原市中尾町丙524番地
		松 本 恵 助	島原市原町甲368番地
		荒 木 清 治	島原市有明町湯江丁乙3492番地 2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
杉 永 義 輝	島原市中尾町丙605番地	杉 永 義 輝	島原市中尾町丙605番地
松 野 重 範	島原市宇土町乙726番地	松 野 重 範	島原市宇土町乙726番地
立 山 元 気	島原市立野町丙1721番地		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田原第2土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
佐々木 茂 樹	雲仙市吾妻町牛口名202番地	佐々木 茂 樹	雲仙市吾妻町牛口名202番地
原 田 健	雲仙市吾妻町大木場名79番地 2	原 田 健	雲仙市吾妻町大木場名79番地 2
三 浦 明 人	雲仙市吾妻町牛口名458番地	三 浦 明 人	雲仙市吾妻町牛口名458番地

卜 部 政 敏	雲仙市吾妻町牛口名183番地	卜 部 政 敏	雲仙市吾妻町牛口名183番地
吉 田 文 雄	雲仙市吾妻町馬場名75番地	吉 田 文 雄	雲仙市吾妻町馬場名75番地
朝 永 栄 二	雲仙市吾妻町馬場名285番地	朝 永 栄 二	雲仙市吾妻町馬場名285番地
城 敦	雲仙市吾妻町栗林名399番地	城 敦	雲仙市吾妻町栗林名399番地
平 林 明 人	雲仙市吾妻町馬場名901番地第2	平 林 明 人	雲仙市吾妻町馬場名901番地第2
黒 田 泰 正	雲仙市吾妻町布江名1284番地	柿 田 元 幸	雲仙市吾妻町栗林名295番地
嶋 田 豊 秋	雲仙市吾妻町栗林名322番地	川 内 英 治	雲仙市吾妻町永中名394番地
川 内 英 治	雲仙市吾妻町永中名394番地	岩 永 篤	雲仙市吾妻町永中名913番地
岩 永 篤	雲仙市吾妻町永中名913番地	本 多 進	雲仙市吾妻町永中名939番地
岩 本 栄次郎	雲仙市吾妻町永中名694番地	本 多 和 弘	雲仙市吾妻町永中名688番地
本 多 和 弘	雲仙市吾妻町永中名688番地	嶺 博 明	雲仙市吾妻町阿母名276番地
嶺 博 明	雲仙市吾妻町阿母名276番地		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
佐々木 俊 幸	雲仙市吾妻町牛口名307番地	佐々木 俊 幸	雲仙市吾妻町牛口名307番地
本 多 幸 成	雲仙市吾妻町永中名667番地第2	本 多 幸 成	雲仙市吾妻町永中名667番地第2

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
染 川 勝 英	北松浦郡佐々町羽須和免103番地5	山 口 龍一郎	平戸市岩の上町1463番地2

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月12日総会議決）を認可した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 有馬干拓土地改良区
認可年月日 令和2年6月19日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月6日総代会議決）を認可した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山田原第2土地改良区
認可年月日 令和2年6月19日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月24日総会議決）を認可した。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 生月中央土地改良区
認可年月日 令和2年6月22日

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年6月30日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

汎用電子計算機用端末装置等の賃貸借及び保守

ア デスクトップパソコン	68台
イ ノートパソコン	20台
ウ ページプリンタ	1台
エ ラウンド型プリンタ	1台
オ 水平型プリンタ	1台
カ 光学式文字読取装置	1台
キ パソコンラック	57台

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年1月1日～令和7年12月31日

(4) 設置場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件を一括して入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示第487号）に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住 所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名 称）長崎県出納局物品管理室
（電 話）095-895-2884
（提出期限）令和2年7月27日（月）
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名 称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（住 所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（電 話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和2年8月6日（木）17時00分まで（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（そ の 他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （日 時）令和2年8月18日（火）13時30分開始
（場 所）長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部 3階入札室
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和2年8月17日（月）17時00分必着
（提 出 先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（そ の 他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契

約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Desktop computer 68 etc.
- (2) lease period:
January 1,2021 through December 31,2025
- (3) Installation Location:
As shown in the specification document
- (4) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):

5:00 p.m.August 17, 2020

(5) Date and time for the opening of tender:

1:30 p.m.August 18, 2020

(6) Point of Contact:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2231

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
ト